

山形県都市計画基本指針

平成 28 年 4 月

山形県県土整備部都市計画課

目次

第1章 山形県都市計画基本指針の目的	4
第1 目的及び位置づけ	5
第2 見直しの背景	5
第2章 都市づくりの課題	6
第1 人口減少・高齢化社会の急激な進行	7
第2 グローバル化時代への対応	8
第3 頻発する大規模災害	9
第4 環境問題と資源の制約への対応	9
第5 県民ニーズの多様化	10
第6 空き家・空き地の増加及び郊外開発の進行	11
第7 高速道路や幹線道路の状況	12
第8 山形らしい都市景観	13
第9 既存ストックや資源の活用	13
第3章 基本理念と目指す将来都市像	14
基本理念	15
将来都市像1 子どもや孫も山形でいきいき暮らせる持続可能な都市	16
将来都市像2 創造力豊かな山形の産業が成長する活力ある都市	17
将来都市像3 人にやさしく美しい山形へ訪れたい魅力ある都市	18
第4章 県の都市計画の基本方針	19
第1 土地利用の方針	20
1 都市計画区域等	20
2 区域区分	21
3 市街化区域・用途地域の土地利用	22
4 市街化調整区域・用途白地地域の土地利用	23
第2 都市施設の方針	24
1 交通施設	24
2 下水道	24

3	河川.....	25
4	その他の都市施設.....	25
第3	市街地開発事業の方針.....	25
第4	自然的環境の整備・保全の方針.....	26
第5	山形らしい都市計画の方針.....	27
1	広域連携.....	27
2	多様な交流.....	28
3	まちなか賑わい.....	29
4	安全・安心.....	30
5	住民等との協働.....	31
6	県と市町との連携.....	32

第1章 山形県都市計画基本指針の目的

第1 目的及び位置づけ

本県では、少子高齢化を伴い加速度的に進行する人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化など、都市を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした社会経済情勢の変化に的確に対応した都市計画が求められています。

本指針は、これからの山形県の都市計画の指針となるもので、県の都市計画行政として短・中期の重点的かつ戦略的に進める方向性を示しています。また、都市計画区域マスタープランの見直しや、個別都市計画の決定・変更の際の基本指針として活用するものです。

併せて、都市計画の枠組みにとどまらないまちづくりの新たな取組が求められていることから、都市づくりの方向性も示しているところです。

持続可能な都市経営を実践する県内の各都市においては、市町村都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定、まちづくりの取組に際して本指針を活用することが期待されます。

今後、法律改正や国の政策の見直し等に伴い、新たな対応の必要性が生じた場合には、本指針を適時適切に見直していきます。

第2 見直しの背景

現行の基本指針は平成13年に策定しました。その後の下記のような社会情勢の変化を踏まえ、今回見直しを行いました。

○人口動態の変化及び都市の低密度化

- 指針策定時はH32の県内人口を115万人と推計。現時点では106万2千人と推計
- 人口集中地区の人口密度（H12）：45.6(人/ha)⇒（H22）：43.1(人/ha)
- 空き家問題が顕在化。長期間無人空き家（H20）20,200戸（H25）22,200戸

○頻発する大規模災害

- 東日本大震災（平成23年3月）
- 県内の度重なる雪害
- 梅雨前線豪雨（南陽市吉野川：平成25、26年）
- 広島豪雨土砂災害（平成26年8月）他

○都市計画法等の改正

都市計画法の改正

- 大規模集客施設の立地場所を限定し適切な立地を確保（平成18年度）
- 市町村の権限を拡充（例：国県道、自動車専用道路以外の4車線道路 他）（平成23年度）

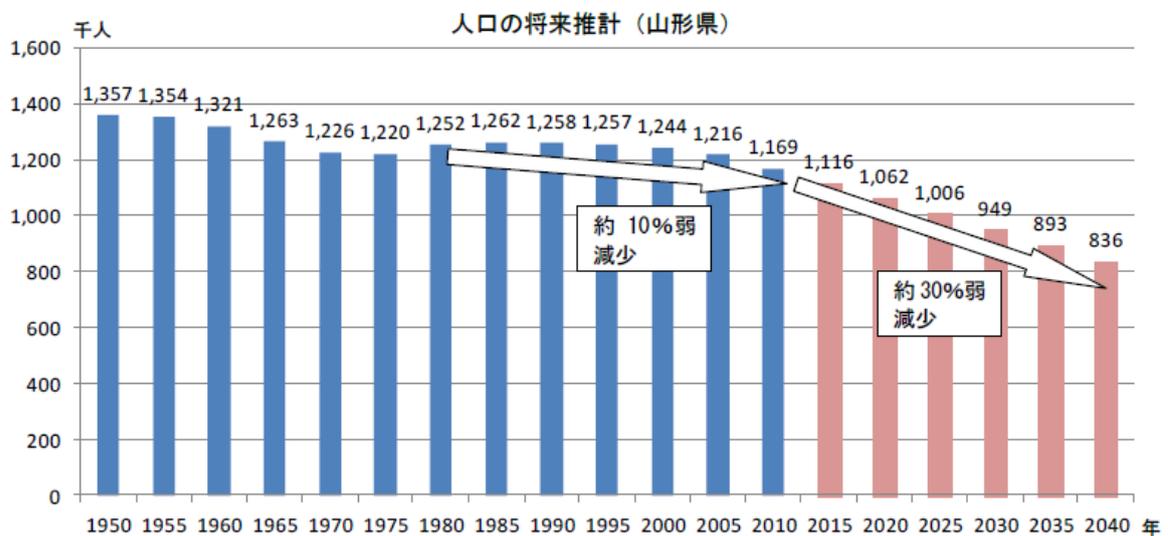
都市再生特別措置法の改正（平成26年度）

- 都市機能が適正に立地し持続可能な都市とするため、立地適正化計画を規定
- まち・ひと・しごと創生法（平成26年度）
- 地方の人口減少に歯止めをかけ、地方への人口流入を図り活力ある社会を維持

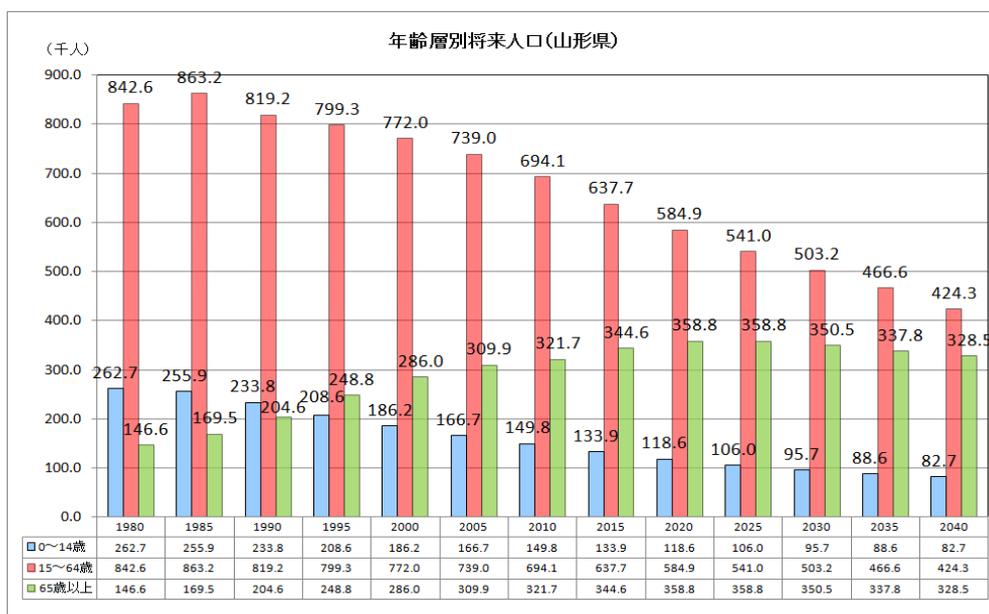
第2章 都市づくりの課題

第1 人口減少・高齢化社会の急激な進行

- 本県の人口は、全国に先行して減少の過程に移行しており、昭和55年から平成22年の30年間で約10%減少しています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成22年から平成52年の30年間で、さらに約30%減少し、総人口が83万6千人となると推計されています。
- 高齢化率(65歳以上比率)は29.1%と全国で6番目に高い割合で、今後も急速に高齢化、人口減少が進む見込みです。
- 人口の減少段階は一般的に、「第1段階…高齢者人口の増加」、「第2段階…高齢者人口の維持・微減」、「第3段階…高齢者人口の減少」の3つの段階を経て進行するとされており、本県においては、平成22年現在では第1段階にあります。平成37年には高齢者人口が微減に転じ、第2段階に入ると想定されています。
- 都市づくりにおいても、人口減少及び高齢化社会に対応した施策が求められています。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」



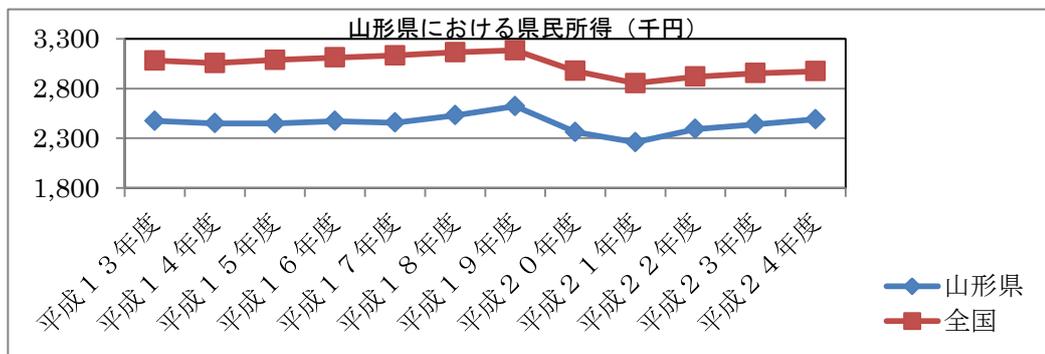
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

第2 グローバル化時代への対応

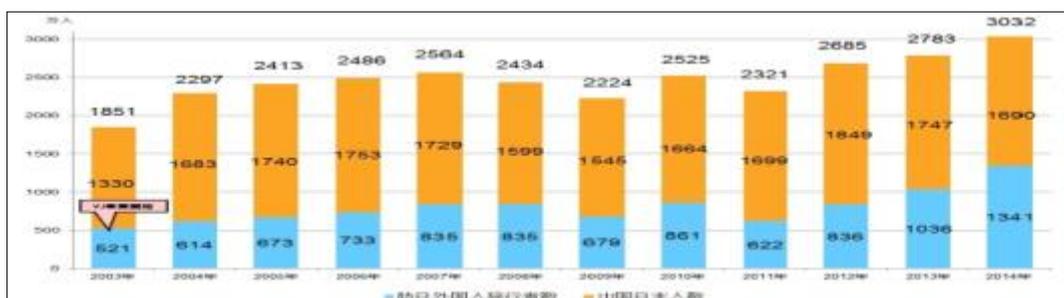
- 産業経済面では、国際分業が進展し、競争が激化する中で、低賃金・低価格を競争力の源泉とする東アジア諸国の世界市場における台頭が顕著になってきています。
- 海外進出事業所数は、平成26年で130事業所に達しており経済のグローバル化が進んでいます。
- 本県製造業の付加価値額は、平成19年に過去最高の1兆1,488億円となりましたが、その後はリーマン・ショックや東日本大震災の影響などから1兆円を下回る水準で推移しています。また、平成24年の従業者1人当たりの付加価値額は、全国平均の1,218万円と比較して、30%程度低い849万円となっています。
- 本県の一人あたり県民所得は、全国平均と比較して概ね20%程度低い水準にとどまっており、経済の活性化が課題となっています。
- 我が国の訪日外国人旅行者数は近年増加を続けており、2014年は過去最高の約1,341万人となっています。



資料：県統計企画課「山形県の工業」



資料：県企画振興部「県民経済計算」



資料：法務省入国管理局「日本人出国者数」、日本政府観光局「訪日外国人旅行者数」

第3 頻発する大規模災害

- 近年頻発する集中豪雨により洪水や土砂災害が発生し、甚大な被害が国内各地で起こっています。そのため、ハード整備及び警戒避難体制の構築等のソフト対策の他、リスクのある土地の区域について、居住を誘導する区域に含めない等の検討をすることが求められています。
- 本県は冬期の降雪量が多く、わが国有数の豪雪地帯であることから、冬期間も安定した都市・経済活動が営めるよう、雪に強い交通基盤や市街地の整備・充実が求められています。
- 阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓も踏まえ、市街地における建築物の耐震化及び不燃化の促進や避難場所の確保、避難ビルの指定等の津波対策などにより、様々な災害に備えた市街地の防災性を高めていくことが必要です。



平成 26 年7月梅雨前線豪雨による被害の状況(南陽市・白鷹町)

第4 環境問題と資源の制約への対応

- 地球温暖化の進行をはじめ、世界人口の爆発的な増加等に伴う資源・エネルギーの枯渇や環境悪化など、環境と資源に関する問題が世界的に最も重要な問題となっており、地球規模での対応が迫られています。
- 資源の有効活用や循環を重視するなど、環境負荷が小さく持続可能な都市への転換が必要です。
- 山形の豊かな自然を保全・継承し、環境との共生を図ることが必要です。



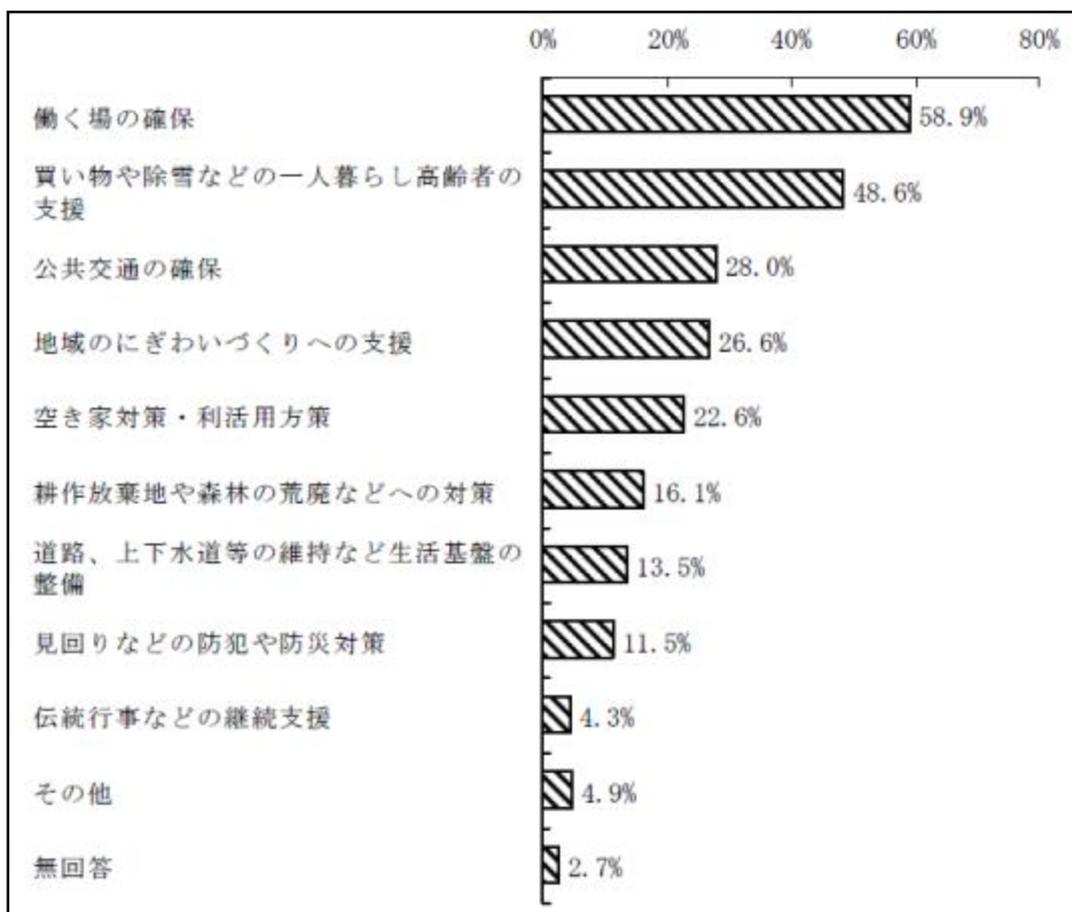
風力発電(酒田市・酒田港)



太陽光発電
(天童市・最上川流域下水道山形浄化センター)

第5 県民ニーズの多様化

- 平成26年度の県政アンケートでは、住んでいる地域の状況について聞いたところ、要望項目として、働く場の確保が上位になっています。併せて、買い物や除雪等の一人暮らし高齢者への支援、公共交通の確保、地域の賑わいづくりへの支援、空き家対策・利活用方策、耕作放棄地や森林の荒廃などへの対策など、人口減少に起因する課題への要望が多くなっています。また、地域の賑わいづくりへの支援や伝統行事などへの継続支援等地域づくりへの要望もあり、県民ニーズが多様化しています。
- このため、県民ニーズの高い就業環境の改善や高齢者の生活支援の充実、公共空間におけるユニバーサルデザインの充実、街なかに様々な交流を生む広場等を創出していくこと等が必要です。



資料：平成26年度県政アンケート(県企画調整課)

第6 空き家・空き地の増加及び郊外開発の進行

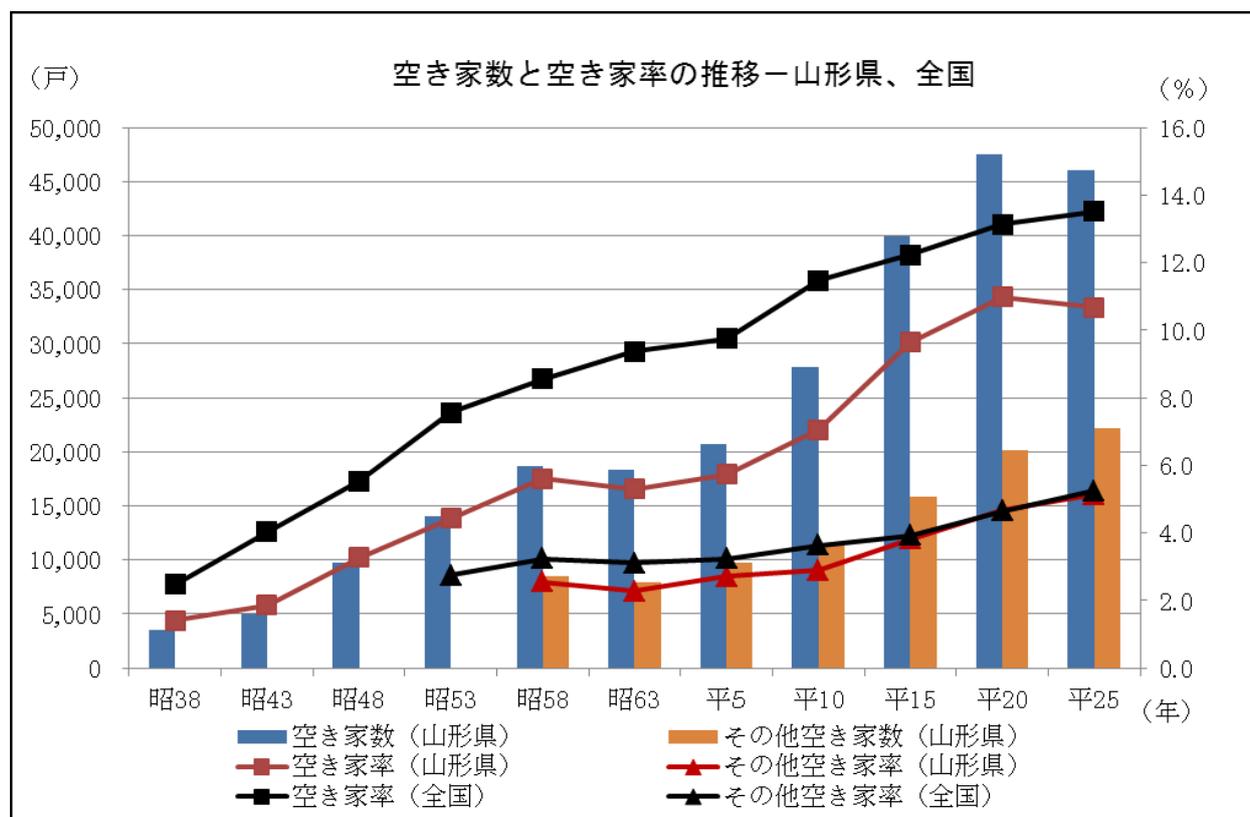
- 既成市街地において、空き家・空き地が増加しており、防災、防犯、環境衛生、風景・景観、地域活性化、まちづくり等の課題が顕在化しています。
- 既成市街地においては、建物の密集や土地権利関係の複雑化、用地取得コスト等によって、基盤整備が進みにくい状況があります。
- 既成市街地での土地利用が進まない一方で、大規模な土地を求め、大規模集客施設、病院、福祉施設などが郊外の市街地開発事業区域等に立地する傾向が続いています。

空き家率の推移－山形県・全国

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
山形県	5.7% (2.7%)	7.1% (2.9%)	9.6% (3.8%)	11.0% (4.7%)	10.7% (5.1%)
全国平均	9.8% (3.2%)	11.5% (3.6%)	11.2% (3.9%)	13.1% (4.7%)	13.5% (5.3%)

※注：（）で記載した割合の数値は、その他の住宅に係る空き家率である。

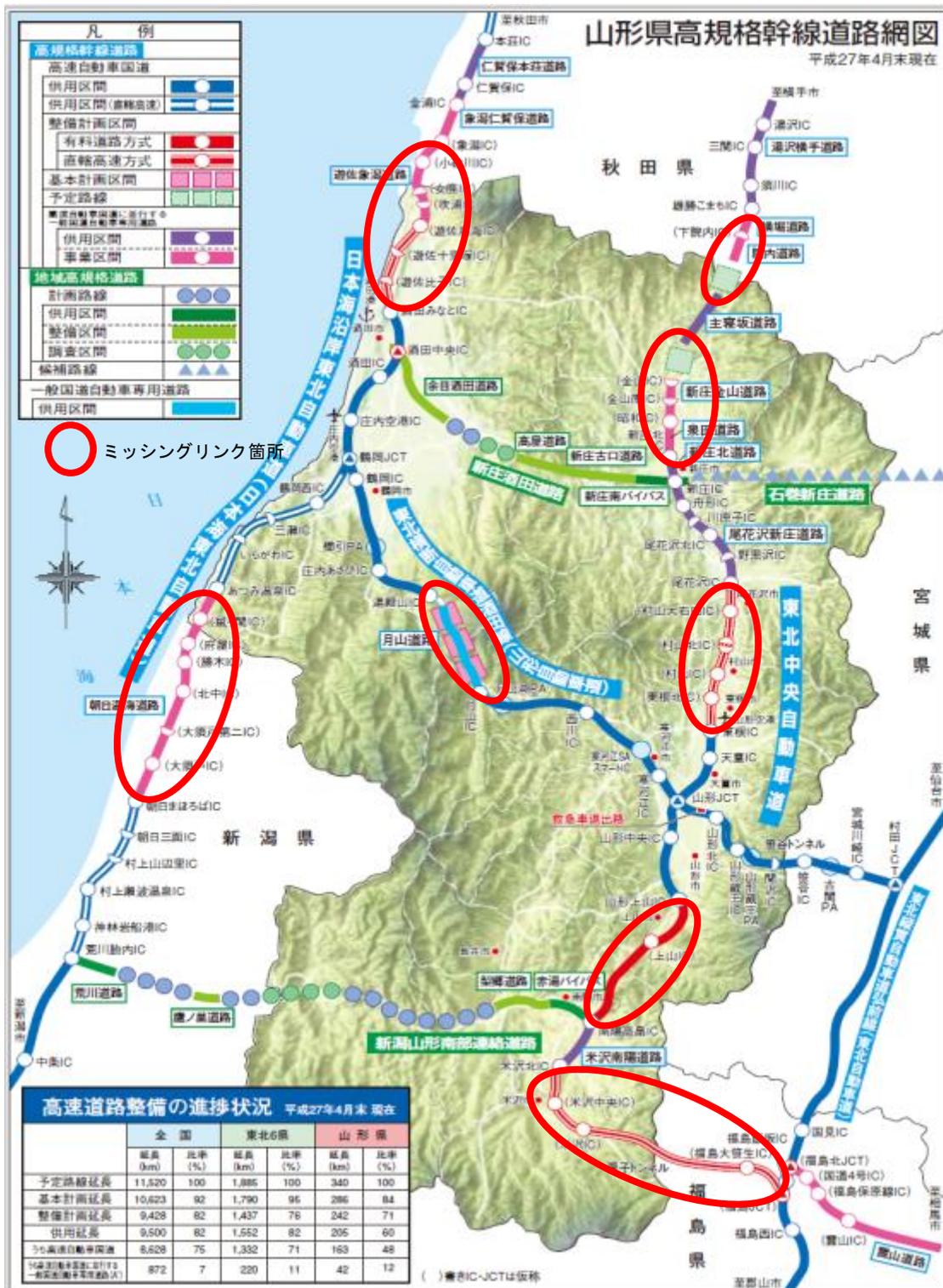
資料：平成25年度住宅・土地統計調査（総務省統計局）



資料：平成25年度住宅・土地統計調査（総務省統計局）

第7 高速道路や幹線道路の状況

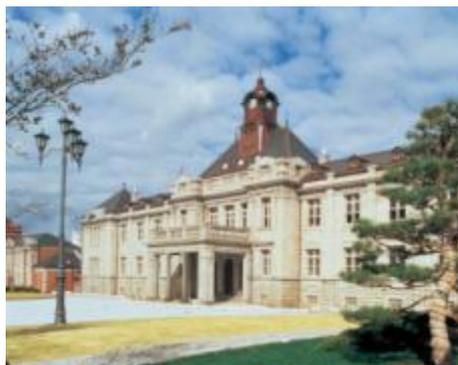
- 高速道路の供用率は約60%と他県と比較して大きく下回っています。(東北82%、全国82%)
ネットワーク化も遅れ、ミッシングリンクの箇所は8箇所となっています。(H27.4現在)
- 本県は東北の他県や全国に比べ、通勤、通学時の自動車利用率が全国でも高い傾向にあり、依然として多くの渋滞している交差点があります。



資料：山形県の高規格道路(県道路整備課高速道路整備推進室)

第8 山形らしい都市景観

- 魅力ある都市をかたちづくる街並みや歴史的建造物等の資産は、都市の誇りや暮らしやすさ、さらには経済的な価値も生み出す地域の宝であり、これらが山形らしい特徴ある都市景観をつくり上げています。
- 優れた都市景観は生活や文化を映す鏡ともいわれ、世代を超えて継承すべき財産であり、それらを活用した都市空間づくりを進めていく必要があります。



文翔館（山形市）



（都）山形停車場松波線（山形市）



（都）中央通り線（高畠町）



（都）羽黒橋加茂線（鶴岡市）

第9 既存ストックや資源の活用

- 人口減少の進行により、今後は財政制約が高まり、都市機能を整備することがより困難になると見込まれています。このため、既存ストックや資源を活かすことが必要となってきます。
- 単独の都市で整備・維持することが困難な都市機能については、都市間の連携・補完等を通じて、効率的に維持・確保していくことも重要になってきます。

第3章 基本理念と目指す将来都市像

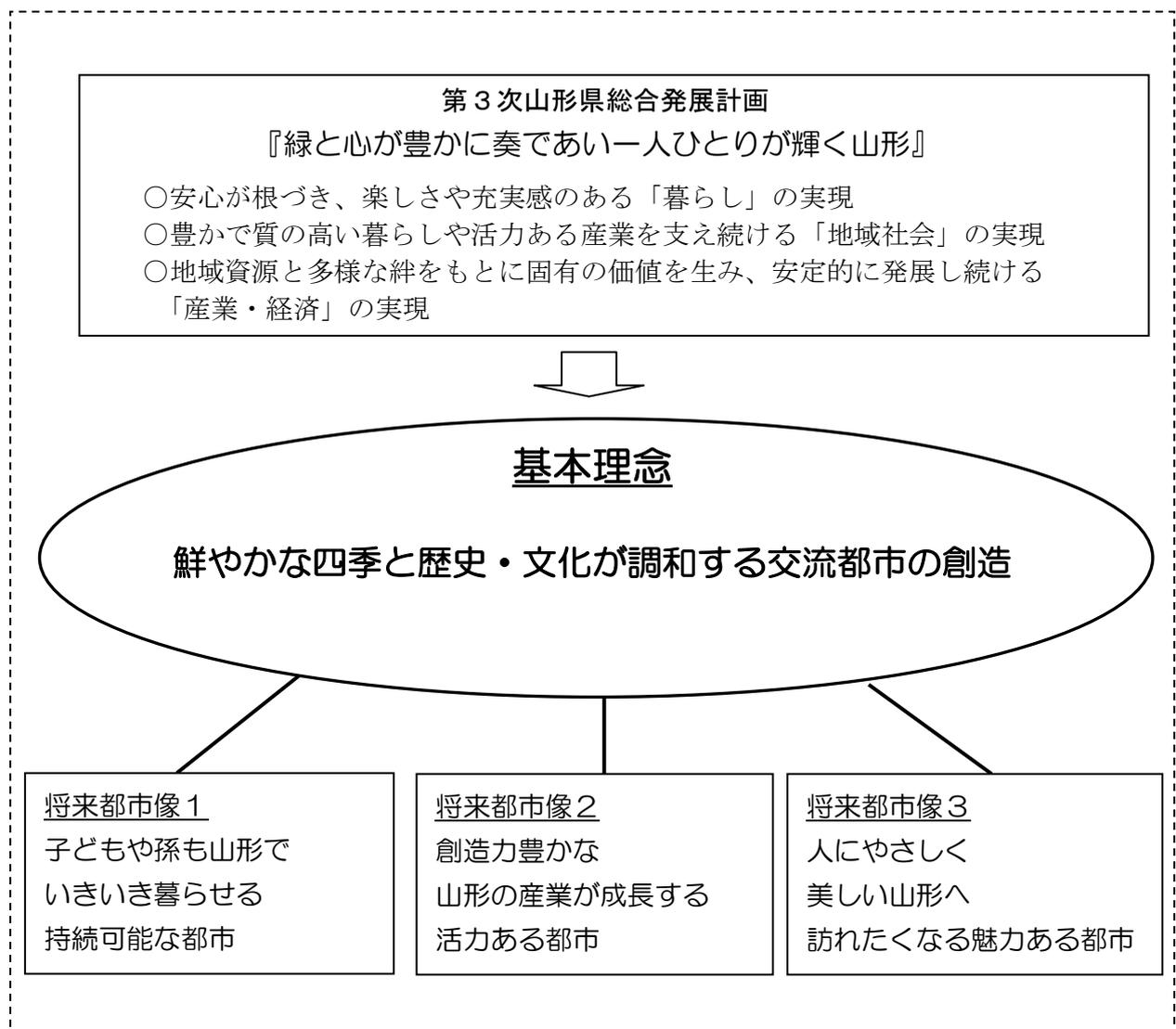
基本理念

本県は、精神性の高い伝統文化、助け合いの精神が根ざしている県民性、豊かな自然と文化に培われた四季折々の景観など、多様で特色ある地域資産に恵まれています。

そのため、本県の都市では、都市の歴史や彩りある四季の景観、そこで生まれた文化等を大切に基盤づくりを進め、安定した生活基盤を築くことが重要です。

また、人口減少や高齢化が急激に進むなか、先人から受け継がれた自然と文化を継承しつつ、これらを活かし発展させ県内外との交流を促進すること、県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し生きがいや充実感を持っていきいきと輝いて暮らしていくこと、この実現に向け多種多様な力を発揮できる都市を創造すること等が求められています。

このことから、山形県都市計画の基本理念を「鮮やかな四季と歴史・文化が調和する交流都市の創造」とし、今後の都市計画行政に取り組んでいきます。



将来都市像 1 子どもや孫も山形でいきいき暮らせる持続可能な都市

豊かな自然環境を支える中山間地をはじめ、中心都市と周辺の中小都市の広域的な連携を強化するとともに、災害に強くコンパクトで効率的な市街地整備や自動車に過度に依存しないまちづくりを進め、地球環境にやさしい持続可能な都市づくりを目指します。

取組み方向

○コンパクトな都市づくり

- 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能を誘導する立地適正化計画の策定を促進
- 線引き制度、開発許可制度の適切な運用による無秩序な市街地拡大を抑制
- 市街地の再構築と集約型都市構造への転換を推進
- 空き家・空き地の有効活用による定住化の促進及び居住環境の改善
- 大規模集客施設の適正立地を推進

○複数の都市が連携した都市づくり

- 広域的な連携を考慮した都市計画区域マスタープランの策定を推進
- 都市計画道路等の交通ネットワークの整備を推進
- 都市内外における公共交通ネットワークの整備を推進

○環境にやさしい都市づくり

- 環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けた取組を促進
- 公共交通ネットワークの整備と歩行者空間の整備を推進
- 多様な役割をもつ下水道、公園等の充実
- 再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギーの推進

○災害リスク等を勘案した安心・安全な都市づくり

- 災害の危険性等の分布を把握し、計画的な市街地整備等を進めることによる都市の防災対策の推進
- 津波災害、水害及び土砂災害等に備えた土地利用への誘導
- 水害・土砂災害・津波対策などのハード・ソフトによる都市防災力の向上
- 雪に強いまちづくりの推進
- 火災に強い市街地の整備



日本海沿岸東北自動車道・酒田中央 IC と
地域高規格道路新庄酒田道路（酒田市）

（提供：国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所）



最上川ふるさと総合公園（寒河江市）
スケートパーク

将来都市像2 創造力豊かな山形の産業が成長する活力ある都市

都市基盤・都市機能の充実や雇用の場の確保等を進め、山形の産業が成長する活力ある都市を目指します。

取組み方向

○社会基盤の充実した都市づくり

- 高速道路や酒田港等の国際的・広域的な物流ネットワーク機能の強化
- 仕事と子育ての両立を支援する都市機能等の街なかへの誘導
- 高齢者や障がい者等の就労を支援する生活交通の確保
- 街なかの回遊性や賑わい機能の確保・向上
- 市街地再開発事業の促進
- 街なかへの公共施設の誘導
- 都市的サービス機能の充実・強化を図る既存施設の有効活用

○産業経済を支える都市づくり

- 観光交流都市づくりに資する拠点づくり等の促進
- 空き家や既存ストックを活用した起業の促進
- インターチェンジ周辺における地区計画制度等を活用した産業系土地利用の促進
- 産業系土地利用手続きの迅速化を推進

○民間活力を活かした都市づくり

- 民間活力を活かした医療、福祉、商業等の都市機能の整備促進



七日町再開発地区（山形市）



嶋地区土地区画整理事業（山形市）

将来都市像3 人にやさしく美しい山形へ訪れたいくなる魅力ある都市

それぞれの都市が持つ街なかの回遊性や、文化や歴史、自然的な特徴等を活かしつつ、社会的、文化的に価値の高い都市空間を形成し、県内外から多くの人を訪れる文化や地域の魅力を活かした風格のある都市づくりを目指します。

取組み方向

○農地・自然環境を保全する都市づくり

- 都市内、市街化区域内の農地の利活用の推進
- 市街地内の緑地や水辺などの保全・活用の推進
- 市街地周辺の農地の保全

○良好な景観を保全し創出する都市づくり

- 美しく、質が高い風格のある街並みづくりを推進
- 歴史的な建造物や街並みの継承と活用を推進

○人にやさしい都市づくり

- ユニバーサルデザインの推進
- 子どもや高齢者を含め、全ての人にやさしい都市空間の整備を推進

○交流を促す都市づくり

- 街なかの賑わいのある交流の拠点づくりを促進
- 都市と農山漁村地域の交流促進
- 多様なアーバン・ツーリズム等の交流プログラムを促進
- ワークショップ等を通じた新たな価値の創造や文化を育成する取組等を促進
- 魅力にあふれた都市観光を担う人材育成や多様なニーズに対応できる受入態勢の整備促進
- 高速道路を活用した交流の拠点づくりを促進



金山型住宅の街並み（金山町）



街なか観光の拠点整備（山形市）

第4章 県の都市計画の基本方針

第1 土地利用の方針

1 都市計画区域等

都市計画制度を活用した都市全体のマネジメントを行うため、都市計画区域を適切に指定します。

○都市計画区域の指定

➤市町村の行政区域にとらわれず、地形等の自然条件、土地利用の状況及び見通し、社会的・経済的な状況等を勘案し、一体の都市として将来的に都市的土地利用が見込まれる区域について指定を行うことを基本とします。

○広域都市計画区域の指定

➤一体の都市圏を形成し、将来の土地利用や都市施設の整備等について、総合的・一体的かつ効率的に進めるため、行政単位にとらわれることなく広域的観点から必要とされる場合には、複数の市町村にまたがる広域都市計画区域の指定について検討します。

○準都市計画区域の指定

➤都市計画区域外において、農振農用地や保安林等の指定がなく、開発が散在的に行われ、そのまま放置すれば山林や農地等の乱開発が懸念される場合には、当該地域の土地利用の整序を行う手法の一つとして、準都市計画区域指定について検討します。

山形県の都市計画区域別面積及び人口 (単位:千人、%)

区域名	区域内市町名	行政区域		都市計画区域		都計区域 /行政区域	都計人口 /行政人口
		面積(ha)	H22国調人口	指定面積(ha)	H22末人口		
山形広域		82,789	377.8	28,470	358.0	34.4	94.8
	山形市	38,134	254.2	15,990	246.2	41.9	96.9
	上山市	24,095	33.8	2,180	24.1	9.0	71.3
	天童市	11,301	62.2	7,180	61.0	63.5	98.1
	山辺町	6,136	15.1	1,320	14.4	21.5	95.4
	中山町	3,123	12.5	1,800	12.3	57.6	98.4
寒河江	寒河江市	13,908	42.9	5,109	42.5	36.7	99.1
河北	河北町	5,238	20.7	3,511	20.1	67.0	97.1
西川	西川町	39,323	6.3	5,844	6.0	14.9	95.2
朝日	朝日町	19,673	7.9	606	5.0	3.1	63.3
大江	大江町	15,392	9.2	785	6.9	5.1	75.0
村山	村山市	19,683	26.8	1,754	13.0	8.9	48.5
東根	東根市	20,717	46.4	6,233	45.3	30.1	97.6
尾花沢	尾花沢市	37,232	19.0	870	7.0	2.3	36.8
大石田	大石田町	7,959	8.2	487	4.5	6.1	54.9
新庄	新庄市	22,308	38.9	4,938	32.6	22.1	83.8
金山	金山町	16,179	6.4	1,236	3.1	7.6	48.4
最上	最上町	33,027	9.8	3,017	7.9	9.1	80.6
真室川	真室川町	37,429	9.2	1,053	4.2	2.8	45.7
米沢	米沢市	54,874	89.4	8,830	80.0	16.1	89.5
南陽	南陽市	16,070	33.7	2,025	26.6	12.6	78.9
高島	高島町	18,004	25.0	2,515	16.4	14.0	65.6
川西	川西町	16,646	17.3	1,057	5.9	6.3	34.1
長井	長井市	21,469	29.5	2,313	19.5	10.8	66.1
小国	小国町	73,755	8.9	768	5.4	1.0	60.7
白鷹	白鷹町	15,774	15.3	1,053	7.2	6.7	47.1
鶴岡	鶴岡市	23,391	95.2	12,514	92.1	53.5	96.7
藤島		6,322	11.1	2,115	6.5	33.5	58.6
櫛引		8,012	7.8	1,660	4.9	20.7	62.8
温海		25,540	8.7	696	3.7	2.7	42.5
酒田		39,803	93.2	12,105	88	30.4	93.9
	酒田市	39,803	93.2	11,531	86.5	29.0	92.8
	遊佐町	—	—	574	1.0	—	—
八幡	酒田市	—	6.5	625	3.7	—	56.9
余目	庄内町	5,844	17.2	884	9.3	15.1	54.1
三川	三川町	3,321	7.7	1,475	5.4	44.4	70.1
遊佐	遊佐町	20,841	15.5	1,047	6.4	5.0	41.3
27都市計画計 [13市17町]		788,447	1,124.0	115,595	936.6	14.7	83.3

資料:山形県の都市計画(H27 県都市計画課)

2 区域区分

都市や田園、自然が共生するコンパクトな都市を目指すため、区域区分を行い計画的な土地利用を進めます。

○区域区分の目的

- 区域区分は「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」ことを目的とするものであり、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、農林漁業との健全な調和等、地域の実情に即した都市を形成していく上で根幹をなす都市計画です。
- 急激な人口減少社会を迎え、全国的にも市街地の低密度化が問題となっており、こうした状況の中であるからこそ、計画的な市街化を図ることを目的とする区域区分制度の重要性を認識し、適切に運用していきます。

○区域区分の方針

- 本県においては、既に区域区分を選択している山形広域都市計画、酒田都市計画及び鶴岡都市計画については、市街地拡大の動向、農地等の保全の状況等を踏まえ、継続的に区域区分を選択していきます。
- 他の非線引き都市計画区域については、市街化の動向や市町の都市づくりの方向性等を踏まえ、区域区分の有無を検討します。
- 市街化区域の規模の設定は、人口を最も重要な算定根拠とし、世帯数、宅地規模、産業活動の見通し等を勘案して行います。
- 現在、市街化区域内にあって計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間市街化が見込まれない区域については、市街化調整区域への編入に努めます。
なお、市街化調整区域への編入については、農林漁業との健全な調和を図りつつ市街化調整区域としての土地利用計画を検討した上で行います。

3 市街化区域・用途地域の土地利用

集約型都市構造の形成に向け、都市の拠点性を高め、既成市街地の再構築を進めます。

○用途地域及び地区計画等の適切な指定

- 良好な居住環境の確保や業務の利便性を向上する適正な土地利用を誘導するため、用途地域を適切に指定します。
- 用途地域等の指定については、立地適正化計画に掲げた居住誘導区域や都市機能誘導区域等の指定状況を踏まえ、将来土地利用との整合に配慮し行うものとします。
- 既成市街地において地区計画や特別用途地区等を重層的に指定するなど、地域地区を有効に活用し防災性の向上や街なみ景観形成、空き家・空き地等の対策強化を図り、まとまりをもった地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の規制・誘導を進めます。

○災害リスクを考慮した土地利用

- 市街化区域の設定等に際しては、災害の危険が高い地域は新たな市街地に含まないことを基本とします。

○土地や既存インフラの有効活用の促進

- 中心市街地での集合住宅や複合施設の立地を促進し、土地の有効利用を図ります。
- 街なかにある遊休施設等の既存インフラの有効活用を図る土地利用を進めます。

○良好な住環境の実現

- 住居系に特化した地域では、地区特性に応じたきめ細かな用途地域見直しや地区計画制度の活用により住環境を保全します。
- まちなか住環境保全のため、高度地区の指定等、建物高さのルールづくりを促進します。
- 工業系に特化した地域では、特別用途地区、地区計画等の指定により工場操業環境と周辺住環境との保全の向上等を図ります。

○大規模集客施設の立地

- 大規模集客施設については、立地適正化計画で位置づける都市機能誘導区域等への誘導を図ります。

4 市街化調整区域・用途白地地域の土地利用

市街化を抑制し、土地利用の整序を図ります。

○市街化調整区域

- 市街化調整区域は、無秩序な市街化やスプロールの防止及び市街化区域における効率的な公共施設の整備を行うため、市街化を抑制すべき区域であり、農林漁業用施設や公益上必要な施設などを除き、開発行為を原則として抑制します。
- 市街化調整区域の既存集落の活力の維持・増進を図る場合は、地区計画の活用や開発許可制度の適切な運用等により地域の実情を踏まえた土地利用の規制・誘導を図ります。
- 高速道路のインターチェンジ周辺は、産業拠点形成のポテンシャルを有していることが多いことから、市街化調整区域のインターチェンジ周辺においては、地区計画制度の活用等を図り、周辺の土地利用や農林漁業との調整及び自然環境との調和に配慮しながら、計画的に産業系土地利用を促進します。
- 市街化調整区域である農村地域において、農業と工業の均衡ある発展を図りながら雇用構造の高度化に資する農工団地を整備する場合は、地区計画制度の活用を図り、周辺の土地利用や自然環境との調和に配慮しながら進めていきます。
- 市街化調整区域内の地区計画については、県が示した「市街化調整区域における地区計画策定の基本的な考え方」（平成23年8月2日施行）に基づき、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な運用を図ります。
- 地区計画制度等の活用による産業系土地利用手続きの迅速化を推進します。

○用途白地地域

- 非線引き都市計画区域の用途白地地域に係る土地利用規制において、その地域の振興が必要とされる場合等にあっては、用途地域指定や地区計画等の活用を検討していきます。ただし、地区計画等の活用にあたっては、既存市街地の計画的な都市的土地利用に影響を与えないよう、適切な運用を図ります。
- 高速道路のインターチェンジ周辺は、産業拠点形成のポテンシャルを有していることが多いことから、非線引き都市計画区域の用途白地地域のインターチェンジ周辺においては、用途地域指定や地区計画制度の活用等を図り、周辺の土地利用や農林漁業との調整及び自然環境との調和に配慮しながら、計画的に産業系土地利用を促進します。
- 大規模集客施設については、立地適正化計画で位置づける都市機能誘導区域等への立地を誘導することとし、用途白地地域への立地を抑制します。

第2 都市施設の方針

長期未着手施設の計画的な見直しを進め、都市経営コストの観点から効果の高い都市施設の整備を推進します。

1 交通施設

- 少子高齢社会への対応、環境負荷の軽減、冬期間でも円滑で安心・快適な移動の確保等の人にやさしい総合的な交通体系の構築を進めます。
- 幹線道路の整備にあたっては、県外と連結する高速道路や都市間を連結する幹線道路の整備を進めるとともに、都市構造や市街地密度、地形条件を考慮し、都市の骨格を形成する道路を位置づけ、都市内交通の円滑な処理を図ります。
- 中心市街地のにぎわいと魅力ある街路空間の創出や環境負荷の軽減、渋滞対策、街なか観光促進等の観点から、自転車空間の整備及び自転車関連事故の削減を図るための通行空間の区分や路肩の活用等も検討します。
- 公共交通については、高齢者などの交通弱者の移動支援や環境負荷の軽減などを念頭に置き、関係機関との協力のもとで策定した計画内容を立地適正化計画に位置づける等、交通の確保、利便性の向上等を促進します。
- 都市計画道路で、長期未着手となっている路線については、県都市計画道路見直しガイドライン等に基づき、計画の必要性や事業の実現性等を総合的に検証し、計画の見直しや廃止を行ってきており、社会状況の変化を踏まえ、今後も適宜見直しを行っていきます。
- 都市計画道路の見直しにあたっては、道路の拡幅が個性的で魅力あるまちなみの消失に繋がる場合もあることから、住民等の意見を十分聴取し、まちなみの保存という選択肢も視野に入れながら見直しを行っていきます。

2 下水道

- 市街地等における生活排水等を効率的に処理し、生活環境の改善、河川等公共用水域の水質保全を図るため、他の生活排水処理事業との連携・調整を図りながら、効率的な下水道整備を進めます。
- 雨水排水についても、放流先河川の整備と整合を図り、浸水被害の軽減を図ります。
- 下水道の特性を活かし、汚水処理の過程で生じる下水汚泥を原料としたコンポストなどの肥料や燃料へのリサイクル、汚泥処理過程で発生する消化ガスによる発電や緩衝緑地等を利用した太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入供給を進めます。
- 年々増加する耐用年数を経過した施設や、劣化の著しい施設、耐震性に問題がある施設については、計画的に改築や更新等を行います。

3 河川

- 都市化による緑地や田畑の減少、地表がアスファルトやコンクリート等に覆われ河川へ一気に流れ込む雨水の増加に対応するため、各河川の特性を踏まえ、河川整備計画に基づく計画的な河川整備を進めます。
- 河川整備計画が策定されていない区域においては、河川整備計画を策定するとともに、その整備水準を検討し、総合的な観点から治水対策を進めます。

4 その他の都市施設

- 医療施設や高齢者福祉施設、子育て施設等の配置計画を策定し都市計画に位置づけることを促進します。
- 高齢者福祉の維持・充実を図るため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の建替え・増築にあたり、公有地や公共施設を活用し街なかへの誘導を図ります。
- 子育て環境の充実を図るため、駅や学校周辺などの利便性の高い地域への子育て関連施設の誘導を図ります。
- 都市生活を営む上で必要な学校や病院、市場、ごみ処理場等の既存施設の更新計画を一元管理し、都市計画施設としての配置計画や再編計画に基づき改築更新を促進します。
- 環境負荷の低減や再生可能エネルギー等の活用を図るため、環境対応車のための充電施設等を都市計画に位置づける取組みを促進します。
- 都市施設の改築更新を行う際は、再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入等を進め、環境負荷の低減に努めます。

第3 市街地開発事業の方針

集約型都市構造の形成に向け、事業執行の適切性・透明性確保の観点及び事業効果の効率的な発現の観点から事業の評価を実施し重点化を図ります。

- これまでの土地区画整理事業は、人口増加や世帯分離の受け皿として、主に郊外部での整備を進めてきたため、まちなかでの基盤整備が進んでいない状況です。今後は駅周辺や家屋が密集した市街地、公共施設の整備を必要とする地区等での重点的な実施を促進します。
- 空き地の増加したエリアなど小規模な面積での整備に向けたまちづくり計画に基づき、地域にとって必要な公共施設の整備や民間主導の整備を促進します。
- 快適に安心して暮らせるよう、子育て支援施設や医療施設など日常生活を支える施設の立地を促進します。

第4 自然的環境の整備・保全の方針

都市の近郊や市街地に残された農地等は、山形らしい豊かな自然と共生した魅力的な住環境を創出する貴重な資源であり、市街地に残る緑を維持保全し、潤いあふれる都市づくりを進めます。

○都市公園、緑地

- 山形らしい身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となるよう、公園や緑地相互間を有機的に結び、緑のネットワークの形成を図ります。
- やまがたの植物・自然を身近に感じられる都市公園など、山形らしい個性豊かな都市公園づくりを推進します。
- 市街地の社寺林、保存樹、水辺等の緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、今後とも継続して緑を保全します。
- 都市公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持管理を進めます。

○都市の農地

- 市街地及びその周辺の良い農地は、景観、レクリエーション、災害時の避難場所等多様な機能を有しており、その有効な活用及び適正な保全を図ります。
- 適正な土地利用誘導のもと、都市と農村地域の連携等を促進し市街地に隣接する農地等の自然環境を保全します。

○自然環境の保全

- 市街地周辺の保全された里山や水辺のもつゆとりと安らぎなどをまちづくりに活かして、都市の価値を高めます。
- 山形の人々に息づく自然や環境と親和する暮らしを継承し、住みやすく環境にやさしくゆとりのある田園都市づくりを進めます。



最上川ふるさと総合公園（寒河江市）



楯山公園からの最上川と左沢の街並み（大江町）



榎平の棚田（朝日町）



眺海の森からみる庄内平野と最上川（酒田市）

第5 山形らしい都市計画の方針

1 広域連携

広域的な都市の連携を検討し、都市機能の相互補完等の持続可能な都市経営に向けた取組みを推進します。

○広域的な連携に向けた取組み

- 広域的な連携を考慮した都市計画区域マスタープランを策定します。
- 広域圏域内の各都市と県で連絡調整会議等を開催し、共通課題の認識やビジョンの共有化を進め、各都市の都市計画への反映を図ります。
- 県広域調整要綱の改正等により、周辺都市への影響が大きい都市計画を調整する仕組みづくりを推進します。

○都市機能の相互補完

- 質の高い都市生活サービスを維持・確保するため、各都市が連携して医療や福祉等の都市機能を相互に補完する取組みを促進します。

○広域交通ネットワークの整備

- 広域的な連携・交流を支える交通ネットワークの整備を進めます。

○高速道路を活用した県外との連携

- 高速道路ネットワークの整備で繋がる他県と物流・防災・医療等様々な連携を強化することによりコンパクトなまちづくりの実現を図ります。

2 多様な交流

本県は、美しい山並みや田園風景等の優れた自然景観を有するとともに、都市部においては地域の歴史的建造物、古い街並み、街中に残されている蔵や堰といった人々の営みの風景等の優れた景観を有しています。これら山形の自然、文化及び歴史的な魅力を活かした多様な交流により、活力ある都市づくりを推進します。

○山形の魅力ある景観の整備、活用

- 山形の優れた自然景観や城下町や港町など歴史や面影を大切にしながら、引き続き良好な景観を保全していくとともに、交流人口の拡大にも目を向けた観光資源として景観の整備、活用を図ります。
- 山形県景観条例や「やまがた景観物語・おすすめビューポイント」で指定・選定した景観等を都市計画区域マスタープランに位置付け、その整備・保全・活用を進めます。
- 訪問者のニーズをとらえた多様なアーバン・ツーリズム等の交流プログラムを促進します。

○出会い・交流拠点の創出

- 山形の宝である蔵や町屋、武家屋敷といった歴史的建造物や古い家屋等をアトリエやレストラン、カフェ、ギャラリー、シェアハウス等、交流拠点として活かし使い続ける仕組みづくりを促進します。
- 空き家を県内外の若者のフィールドワークの拠点、シェアオフィス等に活用する等、学習・交流拠点づくりを促進します。
- まちなかの公園や道路等の公共空間を活用し、地域の賑わいや交流の場として活用できるまちづくりを推進します。
- 車道や歩道幅員の見直し等により、歩行者等が安全・快適で、まちの魅力・賑わい・まちの個性を高める道路空間の創出に努めます。

○高速道路等を活用した県内外との交流促進

- 高速道路をはじめ、鉄道、航空ネットワークなどの広域的な交通ネットワークと酒田港の機能強化を図り、国際的・広域的な物流ネットワーク機能を強化します。
- 高速道路ネットワークによる他県との接続により、人・物・情報・文化等が行き交う新たな交流を促進するための交流拠点づくりを促進し、都市の活性化を図ります。

○都市と農山漁村地域、都市と周辺都市との交流

- 農山漁村地域の優れた地域資源を活用した体験学習や市民農園等の開設など、農地等の有効活用を進め、都市住民との交流を促進します。
- 都市と周辺都市とがそれぞれの地域の資源や特性を活かし、相互に連携しつつ、U I J ターン希望者の二地域居住や空き家への移住、滞在等を促進する等、多様な交流を進めます。

3 まちなか賑わい

小規模な都市が多い本県では、人口減少時代において住民生活の質が低下する前に、複数の市町が連携して機能補完を図りつつ、駅等を中心とした徒歩圏における街の魅力を高めてまちなかに都市機能と居住を誘導し、コンパクトな中にも賑わいがあるまちづくりを進めること等により、安心して暮らしていける都市づくりを推進します。

○山形らしい立地適正化の促進

- 都市と都市周辺地域が連携しながらコンパクトなまちづくりを進めるといった各市町の山形らしい立地適正化計画の策定を促進します。
- 既成市街地の再編・活性化に向けた居住・商業機能等の土地利用や適切な再配置等を中心とするコンパクトな都市づくりを促進します。
- 持続可能な地域の骨格構成や集約型都市構造の実現に向けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域の設定を促進します。
- 立地適正化計画等に基づく市街地開発事業を支援し、商業をはじめ、まちなか居住や医療、福祉、子育て施設などの多様な機能を集積します。

○空き家・空き地の利活用

- 市町村が策定する「空家等対策計画」等に基づく活用施策の取組みを促進します。
- 空き家・空き地を活用した広場等の創出や二地域居住の促進等による、賑わいがあり、ゆとりある居住環境の形成やコミュニティが維持できる都市づくりを促進します。
- 市街地の空き家や空き地を、ゆとりある広さの住宅地に転換していくことや、地区住民が交流する広場等にリノベーションする取組みを促進します。

○土地の高度利用

- 都市機能誘導区域内の商業地や業務地では、都市機能の集積等の土地の高度利用に努め、活力と魅力ある市街地の形成を図ります。あわせて広域圏の核となる都市の拠点では、高度利用による都市居住を促進します。

4 安全・安心

地震災害、津波災害、水害、土砂災害及び雪害等の被害低減に向けて、施設整備やソフト対策等による防災まちづくりの積極的な取組みを進めます。

○施設整備等の推進

- 緊急輸送道路等の電線地中化や狹隘道路の改善、避難場所としても機能するオープンスペースの確保を推進します。
- 雪に強い交通基盤やライフラインの確保、流雪溝や融雪施設の整備を推進します。
- 水害や土砂災害対策として、災害に対し安全性を高める河川・砂防施設の効果的な整備、人命保護を最優先にした警戒避難体制の確立、住民との協働等による効率的・効果的な維持管理を推進します。
- 市街地における建築物の耐震化及び不燃化の促進、避難場所の確保、津波対策における避難ビルの指定などにより、災害に備えた市街地の防災性を高めていきます。
- 防災や防犯に配慮した都市環境の整備・管理を推進し、安全で安心して暮らせることのできる都市づくりを促進します。

○都市計画における対応

- 立地適正化計画等に基づく居住誘導区域の設定等に際しては、災害の危険が高い地域は新たな市街地に含めないことを基本とします。
- 既成市街地の空き地を雪捨て場として利用する等の空き家・空き地の利活用のための計画づくりを促進します。
- 既成市街地においては、地区計画に基づく住宅のセットバックによる道路幅員、オープンスペースの確保等を促進します。
- 細街路が混在する市街地等では、市街地再開発事業等により防災性の向上を図ります。
- 都市機能が集積した、人が集まる地域では、防火・準防火地域の指定を促進します。

5 住民等との協働

県民、事業者や大学生、高校生等の多様な主体が連携・協働して、人々が交流する賑わい空間づくりや都市の個性や資源を活かしたやまがたらしいまちづくりを促進します。

○県民意見の反映機会増加の取り組み

- 多様な主体によるまちづくりを実現するために、都市計画やまちづくりに関する情報提供を積極的に推進します。
- 住民のニーズをきめ細かく把握するため、都市づくりに関するアンケート調査やワークショップ等を開催し、住民の声を施策に反映する機会づくりを促進します。

○まちづくり活動への支援

- 多様な主体が自ら実践するまちづくりを支援し、持続的なまちづくり活動を促進します。
- 若者等のまちづくりの多様なまちなかコミュニティビジネス※を創出する活動を促進します。
- 次世代を担う子どもたちが地域への関心を高め、地域社会と積極的にかかわる姿勢を育むため、子どもたちが参加できるまちづくりワークショップやまちづくり学習等の活動を促進します。

○提案制度の活用

- 都市計画への主体的な住民参加を促進するため、提案制度の活用を促進します。

※コミュニティビジネス：地域の抱える課題を、地域住民（市民）が主体となって、ビジネスの手法を活用しつつ、それらを解決していく、一つの事業活動



まちづくりワークショップ（鶴岡市）

6 県と市町との連携

今後は人口減少に伴い、各都市単独で様々な都市機能全てを整備・維持することがより困難になることが見込まれます。このため、県と市町が連携して広域的な都市間の連携や都市機能の相互補完等を促進し、土地利用をはじめ、都市基盤を効率的に維持・確保していく取組みを進めます。

○県の役割

- 県は、都市のストックや資源を広域的に活用する等の各都市の連携を促進するため、県都市計画広域調整要綱や県市街地開発事業の手引き等を充実するなどの取組みを推進します。
- 県は、広域道路ネットワークや各都市が共有すべき都市づくりの方向性等の広域的な都市圏構造について、都市計画区域マスタープランに示し広域的な都市間の連携や都市機能の相互補完を促進します。